

●第3回 高山市議会定例会

産業振興基本条例の制定などを可決

国府小学校南舎改築工事の請負契約締結も

5月29日から開会した第3回高山市議会定例会が6月17日、閉会しました。今回の議会では、産業振興基本条例の制定や一般会計、特別会計の補正予算などの案件が、可決・同意されました。

○主な成立案件

報告案件(5件)

▽損害賠償額決定の専決処分など

条例案件(4件)

▽国家公務員の期末手当などを減額する措置に準じて、市職員・市議会議員・特別職の期末手当0.2ヵ月分を減額する条例改正
 ▽市の産業振興に関する基本理念などを定めた産業振興基本条例の制定
 ▽長期優良住宅建築等計画の認定申請の審査に係る手数料を新設するための条例改正

▽合併記念公園エリアの一部を地区公園に定めるとともに、平成22年度から一部管理を指定管理者に移行する条例改正など

事件案件(2件)

▽消防ポンプ自動車2台(千島、莊川)と小型動力ポンプ積載車(一之宮)の購入
 ▽国府小学校南舎改築工事(建築)請負契約の締結



改修工事が始まる国府小学校の南舎

予算案件(5件)

▽環境共生型モデル住宅の建設や、国の「地域活性化」

経済危機対策臨時交付金の活用事業などを盛り込んだ総額7億1千280万円を増額する一般会計補正予算

▽老人保健医療費拠出金の確定や診療所建物の改修など総額1億1千459万円を増額する国民健康保険事業特別会計補正予算
 ▽総額5千700万円を増額する簡易水道事業特別会計補正予算など

人事案件(1件)

▽人権擁護委員の候補者に西野徹さん(森下町1)を推薦することへの同意

議員発議(1件)

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書

このほか、12件の陳情の受理報告がありました。

問合せ先

議会事務局
 ☎35-3152

ふるさと納税で飛驒高山を応援してください

帰省された知人や親せきにもぜひご紹介ください。

「ふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」という納税者のみなさんからの善意・ご厚意を地方公共団体へ寄附すると、所得税と個人住民税から一定限度額まで控除される制度。これが「ふるさと納税制度」です。

市では、ふるさと納税制度で高山市を応援していただけるみなさんからの善

意・厚意を「飛驒高山ふるさと寄附金」として募集しています。いただいた寄附金は、ご厚意にお応えするため、5つのメニュー(左参照)の大切な財源として活用します。

また、制度の受け皿として「飛驒高山ふるさと基金」を創設。市も寄附金と同額を積み立て、寄附者と市民が一緒になってふるさとづくりをする仕組みも設けています。

高山の出身者や高山と関わりのある方、全国の高山ファンなどから寄附としていただいた「想い・願い」を受け止め、まちづくりに活かしていきますので、帰省される家族や親せき、友人の方々などにぜひ、ご紹介ください。

飛驒高山ふるさと基金 応援メニュー

- ①ふるさと伝統応援(文化財保護/文化・芸能の保存など)
- ②ふるさと原風景応援(農山村の原風景保存/森林・清流の保全など)
- ③ふるさとブランド応援(飛驒牛、トマト、ホウレンソウなど特産品振興/飛驒高山ブランドPR/匠の技の継承など)
- ④ふるさとふれあい応援(子どもたちの育成/安全・安心のふるさとづくり/誰にもやさしいまちづくりなど)
- ⑤ふるさとおまかせ応援

問合せ先

寄附の申し出
 財政課
 ☎35-3132
 制度内容
 企画課
 ☎35-3131

●平成20年度は177件・1,598万1,000円の寄附をいただきました。